

津山市総合計画審議会規則

津山市規則第32号

平成26年9月1日

(目的)

第1条 この規則は、津山市執行機関の付属機関設置条例(昭和62年津山市条例第24号)第4条の規定により、津山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、津山市総合計画に関し、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市民団体の代表
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合企画部政策調整室において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。